

# 源泉所得税の改正のあらまし

平成 16 年 6 月 1 日より、源泉所得税の納付がインターネットなどからできるようになります（名古屋国税局管内では既に運用を開始しています。）

利用に際しては、事前に税務署へ開始届出書を提出する必要があります。詳しくは、「e-Tax」ホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

平成 16 年 4 月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、平成 16 年度の税制改正等により、源泉所得税関係について次のような改正が行われました。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

なお、毎月(日)の給料や賞与などの源泉徴収の際に使用する給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表）は、昨年版（「平成 15 年 4 月以降分 給与所得の源泉徴収税額表」）と変わっておりません。

（注）このパンフレットは、平成 16 年 4 月 1 日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 住宅借入金等特別控除制度について、この制度の適用期限が平成 20 年 12 月 31 日まで延長されるとともに、平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に住宅を居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を、下表のとおりとすることとされました。

- (1) 居住者が、住宅の取得等（一定の要件を満たす居住用家屋の新築、購入又は増改築等をいいます。）をして、平成 16 年 12 月 31 日までに自己の居住の用に供した場合において、その人がこれらの住宅の取得等のための借入金等を有するときは、居住の用に供した年以後 6 年間（平成 11 年 1 月 1 日から平成 13 年 6 月 30 日までの間に居住の用に供した場合は 15 年間、平成 13 年 7 月 1 日から平成 15 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合は 10 年間）について、その借入金等の年末残高の合計額を基とした一定の金額をその年の所得税額から控除することができることとされています。
- (2) 今回の改正により、この住宅借入金等特別控除制度の適用期限が平成 20 年 12 月 31 日まで延長されるとともに、平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に住宅を居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を、次のとおりとすることとされました。

住宅を居住の用に供した日	控除期間	住宅借入金等の年末残高	各年の住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率		各年の控除限度額
平成 16. 1. 1 ～16.12.31	10 年間	5,000 万円以下の部分	全期間 1%		50 万円
平成 17. 1. 1 ～17.12.31	同 上	4,000 万円以下の部分	1～8 年目	1.0%	40 万円
			9・10 年目	0.5%	20 万円
平成 18. 1. 1 ～18.12.31	同 上	3,000 万円以下の部分	1～7 年目	1.0%	30 万円
			8～10 年目	0.5%	15 万円
平成 19. 1. 1 ～19.12.31	同 上	2,500 万円以下の部分	1～6 年目	1.0%	25 万円
			7～10 年目	0.5%	12.5 万円
平成 20. 1. 1 ～20.12.31	同 上	2,000 万円以下の部分	1～6 年目	1.0%	20 万円
			7～10 年目	0.5%	10 万円

(参考) 住宅借入金等特別控除額の概要一覧表

住宅を 居住の用に 供した日	控除期間	住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率					各年の 控除 限度額
		2,000万円以下 の部分の金額	2,000万円超 2,500万円以下 の部分の金額	2,500万円超 3,000万円以下 の部分の金額	3,000万円超 4,000万円以下 の部分の金額	4,000万円超 5,000万円以下 の部分の金額	
平成 11. 1. 1 ~13. 6.30	1~6年目	1.0%					50万円
	7~11年目	0.75%					37.5万円
	12~15年目	0.5%					25万円
平成 13. 7. 1 ~16.12.31	10年間	1.0%					50万円
平成 17. 1. 1 ~17.12.31	1~8年目	1.0%			-		40万円
	9・10年目	0.5%			-		20万円
平成 18. 1. 1 ~18.12.31	1~7年目	1.0%			-		30万円
	8~10年目	0.5%			-		15万円
平成 19. 1. 1 ~19.12.31	1~6年目	1.0%			-		25万円
	7~10年目	0.5%			-		12.5万円
平成 20. 1. 1 ~20.12.31	1~6年目	1.0%	-				20万円
	7~10年目	0.5%	-				10万円

2 給与所得者が勤務先から住宅取得資金の低利融資などを受けた場合の経済的利益等を非課税とする課税の特例制度の適用期限が、平成 18 年 12 月 31 日まで 2 年間延長されました。

- (1) 給与所得者が自己の居住の用に供する住宅等を取得するため勤務先から低利融資などを受けた場合の経済的利益等で、平成 16 年 12 月 31 日までの間に受けるものについては、無利息又は年 1% 未満の利率で借り受けたものなどを除き、所得税が課されないこととされています。
- (2) 今回の改正により、この特例制度の適用期限が平成 18 年 12 月 31 日まで 2 年間延長されました。

3 交通用具を使用している給与所得者の通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

- (1) 自動車などの交通用具を使用して通勤する給与所得者に対し支給する通勤手当等のうち、通勤距離が片道 45 キロメートル以上である場合の非課税限度額が、次のとおり引き上げられました。

改正前		改正後	
通勤距離が片道 35 キロメートル以上 である場合	20,900 円 〔運賃相当額が20,900円を超え る場合には、その運賃相当額 (最高限度額 100,000円)〕	通勤距離が片道 35 キロメートル以上 45 キロメートル未 満である場合	20,900 円 〔運賃相当額が20,900円を超え る場合には、その運賃相当額 (最高限度額 100,000円)〕
		通勤距離が片道 45 キロメートル以上 である場合	24,500 円 〔運賃相当額が24,500円を超え る場合には、その運賃相当額 (最高限度額 100,000円)〕

- (2) この改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に支払を受けるべき通勤手当等(同日前に支払を受けるべき通勤手当等の差額として追給されるものを除きます。)から適用されます。

4 高齢者控除が廃止されることとなりました。

- (1) 所得者本人が年齢 65 歳以上で、かつ、合計所得金額が 1,000 万円以下である場合に適用される老年者控除（50 万円）が、廃止されることとなりました。
- (2) この改正は、平成 17 年分以後の所得税について適用されます。したがって、本年（平成 16 年）分の所得税については、従前どおり適用されます。

なお、毎月（日）の給料や賞与などの源泉徴収税額の算定に際し、所得者が老年者に該当する場合において扶養親族等の数に 1 人を加える措置は、老年者控除の廃止に伴い、平成 17 年 1 月 1 日以後に支払うべき給料又は賞与から、その適用がないこととされましたので注意が必要です。

5 雑所得の計算上、公的年金等の収入金額から控除される公的年金等控除額のうち、年齢が 65 歳以上の人に対して上乗せされている部分が廃止されることとなりましたが、最低控除額 70 万円については、年齢が 65 歳以上の人について 50 万円加算し、120 万円とする特例措置が設けられました。

これに伴い、特定の公的年金等に係る源泉徴収について、その支払額からの控除額等が改められるとともに、源泉徴収を要しない特定の公的年金等の収入限度額のうち、年齢が 65 歳以上の人に係る収入限度額が引き下げられました。

- (1) 公的年金等に係る雑所得の金額は、公的年金等の収入金額からその収入金額に応じた公的年金等控除額（定額控除と定率控除との合計額）を控除して求めることとされています。

今回の改正により、公的年金等控除額のうち年齢が 65 歳以上の人に対して上乗せされている部分が廃止され、定額控除は 100 万円から 50 万円に、最低控除額は 140 万円から 70 万円にそれぞれ引き下げられることとなりました。一方、この改正に併せ、年齢が 65 歳以上の人への公的年金等控除額の最低控除額について、50 万円を加算して 120 万円とする特例措置が租税特別措置法において設けられました（具体的な公的年金等控除額は、下表のとおりとなります。）

なお、この改正は、平成 17 年分以後の所得税について適用されます。したがって、本年（平成 16 年）分の所得税については、従前の公的年金等控除額が適用されます。

（参考：年齢が 65 歳以上の人に係る公的年金等控除額の速算表）

改正前		改正後	
その年中の公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額	その年中の公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額
260 万円以下	140 万円	330 万円以下	120 万円
260 万円超 460 万円以下	$(A) \times 25\% + 75$ 万円	330 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 37$ 万 5,000 円
460 万円超 820 万円以下	$(A) \times 15\% + 121$ 万円	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 78$ 万 5,000 円
820 万円超	$(A) \times 5\% + 203$ 万円	770 万円超	$(A) \times 5\% + 155$ 万 5,000 円

- (2) 上記(1)の改正等に伴い、年齢が 65 歳以上の人に対する特定の公的年金等の支払の際に源泉徴収される税額の計算において、その支給金額から控除される控除額（基礎的控除額及び人的控除額）が、次のとおり引き下げられました。

なお、この改正は、平成 17 年 1 月 1 日以後に支払うべき公的年金等について適用されます。

基礎的控除額（65 歳以上の人）

改正前	改正後
公的年金等の支払金額の月割額 $\times 25\% + 10$ 万円 〔計算した金額が 15 万円未満の場合には 15 万円〕	公的年金等の支払金額の月割額 $\times 25\% + 6$ 万 5,000 円 〔計算した金額が 13 万 5,000 円未満の場合には、13 万 5,000 円〕

人的控除額

区 分	内 容	改 正 前	改 正 後	
本人に関するもの	㊶ 老年者に当たる場合	40,000 円	廃 止	
	㊷ 障害者に当たる場合	一般の障害者	22,500 円	同 左
		特別障害者	35,000 円	同 左
控除対象配偶者及び扶養親族に関するもの	㊸ 控除対象配偶者がいる場合	一般の控除対象配偶者	65,000 円	32,500 円
		老人控除対象配偶者	72,500 円	40,000 円
	㊹ 扶養親族がいる場合	一般の扶養親族 1 人につき	32,500 円	同 左
		老人扶養親族 1 人につき	40,000 円	同 左
		特定扶養親族 1 人につき	52,500 円	同 左
	㊺ ㊶及び㊷の人が障害者に当たる場合	一般の障害者 1 人につき	22,500 円	同 左
		特別障害者 1 人につき	35,000 円	同 左

(注) 1 年齢が 65 歳未満の人に対する基礎的控除額は従前どおりです。

2 公的年金等が厚生年金基金に係るものである場合において、控除額の調整として上記 と の合計額から控除する金額が、これまでの 75,000 円から 72,500 円に引き下げられました。

なお、この改正は、平成 17 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき公的年金等から適用されます。

(3) 公的年金等（適格退職年金など一定の年金を除きます。）の支払を受ける場合において、その公的年金等のその年中に支払を受けるべき額が一定額未満の場合には、その公的年金等について「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「扶養親族等申告書」といいます。）の提出及び所得税の源泉徴収を要しないこととされています。

今回の改正により、65 歳以上の人について、扶養親族等申告書の提出及び所得税の源泉徴収を要しない公的年金等の収入限度額が、178 万円から 158 万円に引き下げられました。

なお、この改正は、平成 17 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき公的年金等から適用されます。

6 「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則の規定による特例年金給付に係る源泉徴収の方法が整備されました。

7 特定口座内保管上場株式等の範囲に、公募株式投資信託の受益証券及び特定投資法人の投資口が追加されました。また、特定口座の取扱者の範囲に、銀行、協同組織金融機関又は登録金融機関が追加されました。

(1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、証券業者に一定の要件を満たす特定口座を開設した場合において、その特定口座に保管の委託がされている上場株式等（以下「特定口座内保管上場株式等」といいます。）及びその特定口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡等から生ずる所得の金額については、他の株式等の譲渡等による所得と区分して、これらの金額を計算することとされています。

(2) 今回の改正により、この特定口座内保管上場株式等の範囲に、公募株式投資信託の受益証券及び特定投資法人の投資口が追加されました。

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用されます。なお、外国投資信託以外の公募株式投資信託については、同年 10 月 1 日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用されます。

(3) また、この特定口座の取扱者の範囲に、銀行、協同組織金融機関及び登録金融機関が追加されることとなりました。

なお、この改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用されます。

8 特定口座を開設する居住者等が、その特定口座に保管されていた上場株式等のすべてについて、出国をした後その特定口座を開設している証券業者等の営業所に開設されている口座（出国口座）において引き続き保管の委託をし、かつ、帰国をした後その証券業者等の営業所に再び設定する特定口座に保管の委託をしようとするときは、その出国の日までに当該証券業者等の営業所の長に特定口座継続適用届出書を提出するなど一定の要件の下で、その出国口座から特定口座にその上場株式等を移管することができることとされました。

なお、この改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に出国をする場合について適用されます。

9 相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例制度が創設されました。

(1) 相続又は遺贈による財産の取得をした個人でその相続又は遺贈につき相続税額があるものが、その相続の開始があった日の翌日からその相続税の申告書の提出期限の翌日以後 3 年を経過する日までの間にその相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された上場株式等以外の株式（以下「非上場株式」といいます。）を当該非上場株式の発行会社に譲渡した場合において、当該非上場株式の譲渡の対価として当該発行会社から交付を受けた金銭の額が当該発行会社の資本等の金額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額について、みなし配当課税を行わないこととされました。

（注）上記の適用を受ける金額については、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用することとされました。

(2) この改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後の相続等により取得する非上場株式を同日以後に譲渡する場合について適用されます。

10 公募株式投資信託の受益証券の販売をする証券業者、銀行、協同組織金融機関、登録金融機関又は投資信託委託業者（以下「証券業者等」といいます。）が、顧客からの買取請求により公募株式投資信託の受益証券を買い取った場合において、当該受益証券が、その設定（追加設定を含みます。）の際に当該顧客に取得され、その取得の時から社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の方法により管理されているときは、当該証券業者等が当該受益証券の買取りの日又は同日の翌営業日に当該公募株式投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配のうち当該顧客が所有していた期間に対応する部分については、一定の要件の下で、源泉徴収を行わないこととされました。

なお、この改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に買い取る受益証券に係る公募株式投資信託の終了又は一部の解約について適用されます。

11 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度の適用を受けている勤労者が、転職・転任等により勤務先が異なることとなった場合において、当該転職等の事実が生じた日から 1 年を経過する日までの間に一定の手続をすることを要件として、転職等の後においても引き続き非課税制度の適用を受けることができることとされていますが、この非課税制度の継続適用を受けるための手続の期間が 1 年から 2 年に延長されました。

(1) 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約の非課税制度の適用を受けている勤労者が、転職・転任等の理由により勤務先が異なることとなった場合において、新たな勤務先においても従前の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄契約を継続するか、あるいは他の金融機関と新たな財産形成非課税住宅（年金）貯蓄契約を締結し従前の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄契約に係る事務の全部を移管するなどして、当該転職等の後においても引き続き非課税制度の適用を受けるためには、旧勤務先の退職等の日から 1 年を経過する日（同日前に新財産形成住宅（年金）貯蓄契約に基づく預入等の金銭の払込を行う場合には、その金銭の払込をする日）までに、「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書」又は「転職者等の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書」を提出しなければならないこととされています。

- (2) 今回の改正により、この転職者等についての非課税制度の継続適用を受けるための手続の期間が1年から2年に延長されました。
- (3) この改正は、平成16年4月1日以後に転職等をした場合について適用されます。

12 公社債投資信託以外の公募証券投資信託に係る財産形成非課税住宅（年金）貯蓄契約につき目的外の払出しをした場合における遡及課税については、公社債投資信託以外の公募証券投資信託の収益の分配に対して適用される優遇税率は適用しないこととされました。

- (1) 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約の非課税制度の適用を受けている勤労者が、勤労者財産形成促進法に定められた要件に該当しない払出し（目的外払出し）を行った場合には、その目的外払出しの事実が生じた日前5年以内に支払われた利子又は収益の分配等については非課税の適用がなかったものとし、かつ、その目的外払出しが行われた日において当該利子等の支払があったものとみなして、所得税の源泉徴収が行われることとされています。
- (2) 今回の改正により、公社債投資信託以外の公募証券投資信託に係る財産形成非課税住宅（年金）貯蓄契約につき目的外払出しが行われた場合の遡及課税については、公社債投資信託以外の公募証券投資信託の収益の分配に対して適用される7%（他に地方税3%）の優遇税率によらずに、通常どおりの15%（他に地方税5%）の税率が適用されることとなりました。
- (3) この改正は、平成16年4月1日以後に目的外払出しが行われる場合について適用されます。

13 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（いわゆるマル優）等における本人確認の際に提示する確認書類の範囲に、一定の住民基本台帳カード及び旅券等が追加されました。  
なお、この改正は、平成16年4月1日以後の告知の際に提示する確認書類について適用されます。

14 割引債の償還差益に対する源泉徴収の免除の特例について、適用対象となる短期公社債の範囲に、外国法人が発行する振替外債で短期外債に該当するもの（いわゆるサムライ電子CP）が追加されました。また、短期公社債のうち割引短期国債等については、適格外国仲介業者により開設された口座において振替記載等がされる場合についても、当該特例の適用対象とすることとされました。

- (1) 個人又は法人が支払を受ける割引債の償還差益については、原則として、その割引債の発行の際に18%（一部のものについては16%）の税率により所得税が源泉徴収されることとされていますが、一定の短期公社債で発行日から償還期限までの期間が1年以下であるものが、その発行の際にその銘柄が同一である他の短期公社債のすべてとともに特定振替記載等（社債等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録のうち、外国仲介業者により開設された口座において振替記載等が行われないもの）がされる場合には、当該特定振替記載等がされる短期公社債の償還差益に対する源泉徴収は要しないこととする特例が設けられています。
- (2) 今回の改正により、上記(1)の特例の適用対象となる短期公社債の範囲に、外国法人が発行する振替外債で短期外債に該当するもの（いわゆるサムライ電子CP）が加えられたほか、短期公社債のうち割引短期国債等については、適格外国仲介業者（QFI）により開設された口座において振替記載等がされている場合についても、特例の適用対象とすることとされました。
- (3) この改正は、平成16年4月1日以後に発行される短期外債及び割引短期国債等について適用されます。

15 外国法人である信託会社が受託する一定の信託で国内において支払を受ける一定の利子等又は配当等については、内国法人である信託会社が受託する場合と同様に、所得税の源泉徴収を行わないこととされました。

- (1) 内国法人である信託会社（信託業務を兼営する金融機関を含みます。）が、次に掲げる信託の信託財産に属

する公社債、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、株式又は出資（以下「公社債等」といいます。）について、国内においてその利子等又は配当等の支払をする者の帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨など一定の事項の登載を受けている場合には、その登載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、所得税を課さない（源泉徴収を要しない）こととされています。

イ その信託会社が引き受けた証券投資信託又は特定目的信託（信託財産が主として有価証券であるもの）

ロ 厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約など一定の契約に基づく信託

- (2) 今回の改正により、上記(1)に掲げる信託で外国法人である信託会社の国内営業所に信託されたものの信託財産に属する公社債等につき支払われる利子等又は配当等の国内源泉所得についても、上記(1)と同様に支払者の帳簿への登載がされることを条件として、所得税を課さない（源泉徴収を要しない）こととされました。
- (3) この改正は、信託業法の施行の日以後に支払われる利子等又は配当等の国内源泉所得について適用されます。

16 国内に恒久的施設を有する非居住者又は外国法人が支払を受ける一定の国内源泉所得に係る源泉徴収の免除手続が、免除証明書の提出方式から提示方式に改められました。また、これに伴い、外国銀行等が支払を受ける貸付金の利子に係る課税の特例が廃止されました。

- (1) 国内に恒久的施設を有する非居住者又は外国法人（以下「非居住者等」といいます。）で一定の要件を備えているものが、当該非居住者等の納税地の所轄税務署長から源泉徴収免除証明書（以下「免除証明書」といいます。）の交付を受け、この免除証明書を国内源泉所得の支払者に提出した場合には、その免除証明書の有効期間内にその支払者が支払う国内源泉所得のうち特定のものについては、源泉徴収を要しないこととされています（証明書提出方式）。また、外国法人のうち一定の要件を備えている外国銀行、外国保険会社等及び外国証券会社（以下「外国銀行等」といいます。）が支払を受ける貸付金の利子については、納税地の所轄税務署から交付を受けた免除証明書を支払者に提示すれば、源泉徴収を要しないこととされています（証明書提示方式）。
- (2) 今回の改正により、非居住者等についての上記の源泉徴収免除手続が、すべて証明書提示方式に統一されました（これに伴い、外国銀行等についての証明書提示方式に関する規定は廃止されました。）。
- (3) この改正は、平成 16 年 7 月 1 日以後に支払を受けるべき国内源泉所得について適用されますが、同日前に支払者に免除証明書を提出している場合に、同日後にその支払者から国内源泉所得の支払を受ける場合であっても、その免除証明書の有効期間中に支払われるものであるときは、改正後の規定による免除証明書の提示があったものとして適用されます。

17 民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例の適用期限が、平成 18 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されました。

18 金融機関の特別国際金融取引勘定（いわゆるオフショア勘定）において経理されている預金又は借入金に係る利子非課税制度の適用期限が、平成 18 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されました。

19 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例の適用期限が、平成 18 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されました。

日米租税条約の改正が行われました。

平成 15 年 11 月 6 日に署名された日米租税条約（以下「新条約」といいます。）が、平成 16 年 3 月 30 日に批准書が交換されその効力を生じ、源泉徴収に関することについては平成 16 年 7 月 1 日以後に支払うべきものか

ら適用され、また、それ以外については平成 17 年 1 月 1 日以後に開始する課税年度から適用されることとなりました。

新条約の主な改正事項は、以下のとおりです。

(1) 投資所得（配当、利子、使用料）に関する税率の軽減

日米間における投資交流の一層の促進を図るとの観点から、相手国の居住者が受領する配当、利子、使用料に対する源泉地国における限度税率が、次のとおり軽減されました。

		改正前		改正後	
配当所得	親子間配当	持株割合 10%以上	10%	持株割合 50%超	免税
				持株割合 10%以上 50%以下	5%
	上記以外の配当	15%	10%		
利子所得		10%		10% (金融機関等が受け取る利子は免税)	
使用料		10%		免税	

(2) 両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に対する条約の適用に関する規定の整備

日米両国間で課税上の取扱いが異なる事業体（例えば、LLC、パートナーシップ等）に係る所得に対しても条約の特典が適切に与えられるよう条約の適用関係が整備されました。

(3) 租税回避の防止のための特典条項の創設

投資所得に対する源泉地国課税が軽減されたことに伴う第三国居住者による条約の濫用を防止するため、所定の要件を満たした条約相手国の居住者に対してのみ条約の特典を付与することとされました。

日米租税条約の改正に関連して、次の措置が講じられることとなりました。

(1) 新条約において、両国で課税上の取扱いが異なる事業体に対する条約の適用に関する規定が整備されたことを受けて、そのような事業体に対する条約の規定に基づくわが国の課税上の取扱いを明確化するための措置が講じられました。

(2) 新条約において、条約相手国以外の国の居住者による条約の濫用を防止するため、所定の要件を満たした条約相手国の居住者に対してのみ条約の特典を付与する規定（特典条項）が設けられたことを受けて、次の措置が講じられました。

特典条項のある条約の適用を受けようとする場合には、特典条項に関する事項等を記載した条約届出書にこれらに関する書類等を添付して、税務署長に提出することとされました。

特典条項のある条約に定められた適格性に関する権限ある当局の認定を受けようとする場合には、認定に係る要件に関する事項等を記載した申請書にその要件に関する書類等を添付して、国税庁長官に提出することとされました。

(3) これらの改正は、平成 16 年 4 月 1 日（実質的には、新条約の適用開始日）から適用されます。

国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】・タックスアンサーホームページ【<http://www.taxanswer.nta.go.jp>】

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務相談室又は税務署の源泉所得税担当におたずねください。

～この社会あなたの税がいきている～